２　終身建物賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、当該契約は、書面によってされたものとみなすこととした。（第五二条第二項関係）

３　期間付死亡時終了建物賃貸借の契約ができる場合として、書面に加えて、その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含むこととした。（第五四条第二号関係）

四七　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正関係

１　地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として次の事務を追加することとした。

㈠　署名用電子証明書の発行の申請の受付、当該申請に係る署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該申請に係る署名利用者確認のための書類の受付（第二条第五号関係）

㈡　利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、当該申請に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付（第二条第六号関係）

四八　マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正関係

１　マンション建替組合の組合員が臨時総会の招集に係る書面をマンション建替組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、マンション建替組合の組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第二八条第四項関係）

２　マンション建替組合又はマンション敷地売却組合の組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第三三条第三項及び第一三三条第三項関係）

３　代理人が代理権を証する書面をマンション建替組合又はマンション敷地売却組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三三条第八項及び第一三三条第八項関係）

四九　健康増進法の一部改正関係

１　市町村は、当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村（以下「他の市町村」という。）に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができることとした。（第一九条の四第一項関係）

２　市町村は、四九の１の情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うよう努めなければならないこととした。（第一九条の四第二項関係）

五〇　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正関係

１　地方公共団体情報システム機構（以下五〇、五一、五七及び五九において「機構」という。）は、署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うこととした。（第一八条第三項関係）

２　署名検証者は、署名利用者に係る署名用電子証明書が効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が効力を失っていないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができることとした。（第一九条第四項関係）

３　署名検証者は、署名利用者に係る署名用電子証明書が効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができることとした。（第一九条第五項関係）

４　署名検証者は、特定署名用電子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、その全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととした。（第五二条第五項関係）

５　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第三項、第四項、第五項及び第七項並びに第二二条第三項、第四項、第五項及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第七一条の二関係）

五一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正関係

１　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該署名利用者の使用に係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した個人番号カードが使用できなくなったときの機構への届出をすることができることとした。（第一〇条第三項関係）

２　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、移動端末設備（電気通信事業法第一二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができることとした。（第一六条の二第一項関係）

３　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならないこととした。（第一六条の三関係）

４　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができることとした。（第一六条の八第一項関係）

５　機構は、署名検証者の求めがあったときは、速やかに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供することとした。（第一八条第四項関係）

㈠　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

６　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者の使用に